

北九保地介第 725 号
令和 2 年 6 月 23 日

各介護保険サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代
介護サービス担当課長 東郷 幸代

本市ホームページへの文書の掲載について

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等に関する文書を、下記のとおり本市ホームページに掲載していますので、ご確認くださるようお願いいたします。

記

- 1 掲載文：【介護保険最新情報 Vol. 847】→（1）
内 容：「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第 13 報）」に関する Q&A
- 2 掲載文：【新型コロナウイルスに伴う介護報酬の算定要件緩和に対する対応について】（福岡県国民健康保険連合会 発出）→（3）
内 容：加算等の算定要件緩和に係るシステム対応
（1）通所リハにおける「リハビリテーション提供体制加算」
（2）訪問看護における「緊急時訪問看護加算」
（3）通所系サービスにおける「延長加算」

なお、通所リハビリテーションサービスにおける「リハビリテーション提供体制加算」の請求については、9 月審査分までシステム対応ができませんので、

- 「リハビリテーション提供体制加算」以外を、いったん請求し、令和 2 年 9 月以降に、上記加算を含んだ過誤請求を行う。
- 請求全体をいったん保留し、令和 2 年 9 月以降に、上記加算を含め請求する。のいずれかの方法で対応してください。

- 3 掲載場所：トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護サービス事業者向け情報について > 介護サービス事業にかかる関係通知

【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部
介護保険課 事業者支援係
TEL：093-582-2771